**交通費の算出基準**2018年7月18日改正

１）交通費は、公共交通機関のみ（鉄道賃，航空賃及びバス賃）とする。

ただし、競技会・展示会に参加した場合で、作品の運搬にレンタカーを利用した際の高速道路代は交通費として算定する。

２）交通費は，大学または現住所の最寄り駅を出発地とし、学会開催地の最寄り駅を目的地として、もっとも経済的かつ合理的な経路及び方法によって理工学会にて計算する。

３）鉄道賃の支給は，次の区分による。

（１）鉄道賃は旅客運賃，急行料金（特別急行料金を含む）及び座席指定料金とする。

（２）急行料金（特別急行料金を含む）及び座席指定料金は目的地までの列車による総移動距離が片道100km以上の場合に算定する。

（３）ただし、次の区間に限り、途中下車しない場合特別急行料金を算定する。

①京都駅～福知山駅（88.5㎞）

②京都駅～敦賀駅（94.1㎞）

③京都駅～関西空港（99.8㎞）

（３）特別車両料金（グリーン車料金）は、算定しない。

４）航空賃の額は、エコノミークラスの運賃を上限とし、現に支払った運賃を算定する。

航空賃の請求にあたっては、当該運賃の領収書及び搭乗券の半券を添付すること。

５）交通費を計算する際，次の各号のいずれかに該当する場合は，その該当する部分の旅費は算定しない。

（１）経路と通学定期区間が重複する場合（重複する部分のみ支給対象外）

（２）他の機関から旅費等の補助金が支給された場合

６）パック料金等を利用の場合は、現に支払った運賃を算定する。ただし、交通費及び宿泊費の内訳を示す証憑類または別個に購入するよりも安価であることを証明できる書類を提出すること。